

狭山市学生消防団活動認証制度について

制度の目的

狭山市消防団では団員数が年々減少傾向にあり、さらには団員の高齢化が進む中、大学生等の入団を促進し、地域防災力の充実強化を図ることを目的に、学生消防団員の就職活動を支援する「学生消防団活動認証制度」を制定しました。

制度の概要

大学生、大学院生、専門学校生が狭山市消防団として活動を行った実績を市長が認証し、「狭山市学生消防団活動認証状」を交付します。

認証状を交付された学生は、就職活動時に狭山市が証明する「狭山市学生消防団活動認証証明書」の交付を受けて、企業等に提出するものです。

制度のメリット

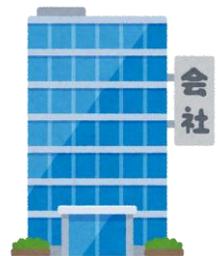
学 生

就職活動時に消防団員として貢献してきた実績を企業に評価してもらおうよう、アピールすることができます。
学生消防団員の就職活動を狭山市が支援します。



企 業

採用時において、消防団活動を行うことで社会に貢献してきた意識の高い人材を確保することができます。
また、災害発生時の早期対応など事業所の災害対応力の向上にもつながります。



※ 令和3年4月1日より施行

狭山市学生消防団活動認証制度の流れ

就職活動で活動認証を希望する消防団員は、分団長の承認を得た上で「認証推薦依頼書（様式第1号）」を消防団長に提出します。



消防団長は、対象者の消防団員が顕著な実績があると認め、推薦をする場合は、市長に「狭山市学生消防団活動認証推薦書（様式第2号）」を提出します。



推薦書を受理した市長は、対象者の消防団活動について資料等で審査し、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたと認める場合は、消防団長に対して「狭山市学生消防団活動審査決定通知書（様式第3号）」を交付します。



市長は認証を決定した被認証者に対し「狭山市学生消防団活動認証状（様式第5号）」を交付します。



被認証者は就職活動のため、「狭山市学生消防団活動認証証明書（様式第7号）」の交付を求める場合は、市長に「狭山市学生消防団活動認証証明書交付申請書（様式第6号）」を提出し、交付を受けます。



被認証者は、就職活動時、企業等に「狭山市学生消防団活動認証証明書（様式第7号）」を提出します。

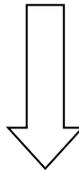
※ 市長は、被認証者が次のいずれかに該当することとなった場合は、認証状を取り消し、被認証者は、認証状及び認証証明書を市に返還します。

- ◇ 刑事事件に関して起訴され、又は、刑に処せられたとき
- ◇ 公の秩序又は善良の風俗に反する行為により、不適切であると判断されたとき
- ◇ 認証の根拠となる事項に事実誤認又は虚偽の内容があったとき

狭山市学生消防団活動認証制度の認証基準

本市の消防団員で、次の要件に該当する者

- ◇ 大学生、大学院生又は専修学校生（以下「大学生等」という。）で在学中に1年以上継続的に消防団活動を行った者（卒業等して3年以内の者も認める）



次のいずれかに該当する者で、消防団長がこれに準ずると認める者

- ◆ 大学生等である期間の内、任意の1年間に10回以上、狭山市消防団条例第16条に規定する職務に従事した者
※ 水火災、警戒、訓練等の職務
- ◆ 狭山市消防団操法大会等において、団体又は個人賞を受賞した者

狭山市役所 市民部危機管理課 消防団担当
電話 04-2953-1111内線3697

本人交付用

狭山市学生消防団活動 認証状

消防 太郎 様

あなたは、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたので、その功績を認証いたします。

(活動内容)

- ・ 年度狭山市消防団ポンプ車操法大会において優秀賞を受賞
- ・ 狭山市消防団条例等に規定する職務（災害出場・訓練・警戒勤務等含む）に年間10回以上従事

年 月 日

狭山市長 小谷野 剛 印

狭山市学生消防団活動 認証証明書

下記の者は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたことにより、狭山市学生消防団活動認証制度により認証を受けた者であることを証します。

(氏 名) 消防 太郎

(生年月日) 年 月 日

(活動内容)

- ・ 年度狭山市消防団ポンプ車操法大会において優秀賞を受賞
- ・ 狭山市消防団条例等に規定する職務
(災害出場・訓練・警戒勤務等含む) に年間10回以上従事

年 月 日

狭山市長 小谷野 剛 印